

貧困世帯の子供における学習支援事業の有用性

経営学部 経営学科 新井ゼミ
B5R11026 大野泰輝

【卒業論文概要】

貧困世帯の子供は家庭環境の影響を受けやすく、不登校や非行に走りやすい。また、十分な教育機会の確保ができていない子供が存在することも現実だ。これらの実態が複合的に絡み合い、のちのち、定時制高校に進学したり、高校を中退したりしてしまう子供は後を絶たない。さらに広い視点から捉えると、早期離職問題や非正規雇用問題にまで発展することが考えられるだろう。

本論文の目的は、このような貧困世帯の子供を支援し、少しでも次の貧困世帯を生み出さないためには、学習支援事業がどのような役割を果たすべきなのか、また、どのようにして支援すればよいのかといった、学習支援事業の有用性やあり方について明らかにすることである。

まず、貧困の子供に対する支援は学習支援事業のほかにもどのようなものがあるのかを明らかにし、学習支援事業の独自性について調査した。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」によれば、子供の貧困に対する具体的方策は大きく教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の四つに分けられる。学習支援事業は、このうちの教育の支援にあたるが、平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット）における学習支援実施団体15団体の実施状況は、居場所の提供が7割を超える結果であった。このことから、学習支援事業の目的としては、学力の向上そのものよりも、自己存在感を与えたり、進路相談の場として活用されたりすることが、大きな役割となっているといえよう。しかしながら、例えば、大学全入時代とうたわれる昨今において、文部科学省「学校基本調査」（平成28年度）を基に算出した全世帯の大学等進学率73.2%に対する厚生労働省社会・援護局保護評調べによる生活保護世帯に属する大学等進学率33.1%という数値を比較に挙げれば、居場所づくりや進路相談の場としての機能が、最終的な学力の向上に結びつく働きをしているのか疑問を呈するところである。

そこで、「学習支援事業による居場所づくりは、完全に負のスパイラルを断ち切る働きを成しているとはいえ、学習支援事業が直接的な子供の貧困の解決に向けて与える影響は極めて少ない割合である。」と仮説を立てた。そのうえで、茅ヶ崎市が実施する学習支援事業の参加者にアンケートを実施し、子供自身が学習支援事業に対してその意義をどう捉えているのか調査した。また、学習支援事業と学校の教育、学力との関連についても検討、考察することで、子供の学習や進路に関する首尾一貫しない意識や態度が明確となり、子供の居場所としての役割を果たすことに加えて、指導計画を立て、ある一定の条件を課したうえで学習支援事業を展開していかなければならないという課題を提示した。